

平成十七年公正取引委員会規則第六号

公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則を次のように定める。

（この規則の趣旨）

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第一百一条第一項に規定する公正取引委員会（以下「委員会」という。）の指定を受けた職員（以下「犯則事件調査職員」という。）が行う犯則事件（法第八十九条から第九十一条までの罪に係る事件をいう。以下同じ。）の調査の手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（犯則事件調査職員の指定）

第二条 法第一百一条第一項に規定する委員会の指定は、事務総局審査局犯則審査部の職員に限り、行うものとする。

（身分証）

第三条 法第六十六条の身分を示す証票の様式は、別記様式のとおりとする。

（犯則事件の調査開始）

第四条 事務総局審査局長は、犯則事件の端緒となる事実に接したときは、委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- 一 端緒
- 二 事実の概要
- 三 関係法条

3 委員会は、第一項の場合において、必要があると認めた事件については、犯則事件調査職員をして当該事件の調査に当たらせるものとする。

4 法第四十七条第二項の規定に基づいて同条第一項に規定する処分をした事件において接した事実が犯則事件の端緒となると思料される場合には、審査官は、直ちに事務総局審査局長に報告し、その指示を受けるものとし、当該事実を直接犯則事件調査職員に報告してはならない。

（調査終了後の報告事項）

第五条 法第一百五十五条の規定による報告をする場合においては、次の事項を明らかにしなければならない。

- 一 端緒
- 二 調査の経過
- 三 事実の概要
- 四 関係法条
- 五 犯則事件調査職員の意見

附 則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）の施行の日（平成十八年一月四日）から施行する。

附 則（令和元年五月一〇日公正取引委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一二月二六日公正取引委員会規則第五号）

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月一日）から施行する。

様式
(第1葉)

犯 則 事 件 調 査 職 員 証	
写 真	第 号 令和 年 月 日発行
(所属)	
(官職)	(氏名) 年 月 日生
上記の者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」 第101条第1項に規定する当委員会の指定を受けた職員であることを証する。	
(備考)	公正取引委員会 印

7 cm

11 cm

(第2葉)

犯則事件調査職員（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第101条第1項に規定する公正取引委員会の指定を受けた職員）は、同法第12章の規定により以下の権限を有する。

- 1 犯則事件を調査するため必要があるとき、犯則疑者若しくは参考人（以下「犯則疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則疑者等に対して質問し、犯則疑者等が所持し若しくは置き去った物件を検査し、又は犯則疑者等が任意に提出し若しくは置き去った物件を領置すること。
- 2 犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
- 3 犯則事件を調査するため必要があるとき、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。）をすること。
- 4 差し押さえるべき物件が電子計算機であるとき、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえること。
- 5 犯則事件を調査するため必要があるとき、許可状の交付を受けて、

11
cm

7 cm

(第3葉)

<p>犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえること。</p> <p>6 前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについて、犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえること。</p> <p>7 差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるとき、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。</p> <p>8 前項の規定による求めを行う場合において、必要があるとき、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めること。</p> <p>9 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるとき、その差押えに代えて、差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。</p> <p>10 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるとき、その差押えに代えて、差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。</p> <p>11 臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押えをするため必要があるとき又は領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件について、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすること。</p>	11 cm
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

7 cm

(第4葉)

- 12 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるとき、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めること。
- 13 質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする間、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止すること。
- 14 犯則事件を調査するため必要があるとき、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を囑託し、又は通訳若しくは翻訳を囑託すること。

11
cm

7 cm